

令和3年4月27日

## 面会交流支援を中心とした FPIC の事業概要

### 1 機関の概要

#### (1) 沿革

公益社団法人家庭問題情報センター（通称 F P I C (Family Problems Information Center)）は、家庭裁判所において家事事件、少年事件等に関し主として行動科学の知見を活用して事実の調査や関係機関との調整等に従事する家庭裁判所調査官の退職者が中心となって、退職後もその専門的知見を社会に還元するため1993年(平成5年)3月31日に社団法人家庭問題情報センターとして設立されたものです。その後、家庭裁判所で親族間紛争等の調停に携わっている家事調停委員等の会員も増え、2011年(平成23年)6月1日に公益社団法人に移行認定されました。

#### (2) 公益目的事業

当法人の定款第3条において、「本法人は、人間関係諸科学を活用して、家庭問題の解決、児童の健全育成、高齢者等の福祉の増進及びこれらの普及啓発に資する事業等を行い、より良い社会の形成の推進に寄与することを目的とする。」としており、主な事業は以下のとおりです。

ア 家庭問題に関する心理・教育相談事業及び調停手続事業（ADR）

イ 親子の面会交流支援事業

ウ 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

エ 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業及び機関紙（「ふぁみりお」）の発行配布等の普及啓発事業

オ 家庭問題に関する公的機関等からの受託事業

カ その他前各号の事業を達成するために必要な事業

#### (3) 会員及び相談室

2020年(令和2年)4月1日現在の会員は、正会員267人(東京100人)、特別会員794人(東京343人)、法人特別会員6法人、賛助会員258人(東京21人)であり、賛助会員等を除く活動会員は1061人です。

また、令和3年3月1日現在、全国に12のファミリー相談室(東京、大阪、名古屋、福岡、千葉、宇都宮、広島、松江、横浜、新潟、盛岡、松山。以下、「相談室」という。)が設置されており、全ての相談室において面会交流支援事業を実施しています。

### 2 面会交流支援件数等

(1) 面会交流の支援は相談事業の一環として平成8年以降実施していましたが、平成16年以降法人の正式な事業として「面会交流援助事業」を開始しました。

令和2年度「面会交流支援事業」と事業名を変更しました。平成22年度から令和元年までの10年間に新しく受理した件数は東京相談室だけで、2,034件であり、全国の新受件数の合計は3,939件となります（表）。

令和元年度、全国の相談室で支援を行った総件数は1,439件であり、付添型、受渡型、連絡調整型等の援助の総回数は6000回数となります。

面会交流支援件数

	年度 相談室	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元
新受件数 <sup>1</sup>	東京	154	160	190	196	223	225	212	230	237	207
	全国 <sup>2</sup>	232	234	324	442	434	412	417	489	500	455
支援件数 <sup>3</sup>	全国 <sup>2</sup>	423	417	418	721	964	932	1257	1168	1447	1439
支援回数 <sup>4</sup>	全国 <sup>2</sup>								5570	6254	6132

注1 「新受」とは当該年度に支援申込みを受理した件数である。

注2 「全国」は「東京」を含む。

注3 「支援件数」とは、旧受件数（前年度から継続して支援した事件数）及び新受件数の合計である。

注4 「支援回数」とは実際に支援した回数（統計は平成29年以降）

## (2) 面会交流支援の態勢

現在、各相談室においては、面会交流支援部を設け、支援活動の責任者として部長を配置しています。面会交流の支援に当たる支援担当者は、各相談室において正会員、特別会員の中から選任しています。ちなみに、東京相談室においては、令和3年4月現在190人の専門の支援担当者が登録されており、このうち豊富な支援活動の実績を持つ者10人をスーパーバイザーに選任して、個々のケースを担当する支援担当者の助言、指導に当たっています。スーパーバイザーという名称を使うかどうかは別として、各相談室とも同様の態勢をとって指導担当者の専門性の向上や個々の支援内容の適正化に努めています。